

国民健康保険料（税）の水準及び軽減について

- 1 保険料水準が完全統一となった都道府県について
 令和6年度 大阪府、奈良県
- 2 令和6年度亀山市国民健康保険税の軽減について
 前年の世帯の所得の合計（軽減判定所得）が一定以下の場合、その所得金額に応じ、保険税が軽減されます。

◎保険税の軽減

| 世帯主並びに当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（※1）の前年中の総所得金額の合算額 | 軽減の内容 |
|--|-----------------|
| 43万円+10万円×（給与所得者等（※2）の数－1）以下の世帯 | 均等割額と平等割額の7割を軽減 |
| 43万円+29万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 | 均等割額と平等割額の5割を軽減 |
| 43万円+54万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 | 均等割額と平等割額の2割を軽減 |

※1 「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより資格喪失した者のうち、継続して同一世帯に属する者をいいます。

※2 「給与所得者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者です。

（例）3人世帯の場合（給与所得者等が1人以下の場合）

| 区分 | 対象所得 |
|------|-----------|
| 7割軽減 | 43万円以下 |
| 5割軽減 | 131万5千円以下 |
| 2割軽減 | 206万5千円以下 |